

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (南部振興)

○保育士登録申請手数料等の徴収事務委託に係る告示 (子育て支援課)

○大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課)

○さいたま新産業拠点(SKIPシティ) A2街区専有部維持管理業務の随意契約に関する告示 (産業拠点整備課)

○さいたま新産業拠点(SKIPシティ) A2街区共用部維持管理業務の随意契約に関する告示

○埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する業務の随意契約に関する告示

○埼玉県彩の国ビジュアルプラザ映像データベース・システム運

営業業務の随意契約に関する告示 (産業拠点整備課)

○指扇北土地改良区の役員就退任届 (さいたま農林)

○測量法に基づく基本測量の終了 (用地課)

○測量法に基づく公共測量の終了

○

○

○

○

○

○

○埼玉県議会だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の告示 (政策調査課)

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

○銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の診断を行う医師の指定

埼玉県告示第七百九十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年六月二日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百九十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

に係る告示(生活環境第一課)

正誤

○埼玉県告示第四百六号中訂正 (入札審査課)

告示

一 申請のあった年月日
平成二十一年五月十八日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人戸田市ITボラティアの会

三 代表者の氏名
本郷 勝也

四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市氷川町二丁目八番二八―八〇二号

五 定款に記載された目的
この法人は、戸田市民がIT(インフォメーション・テクノロジー)活用によって、生活の向上、便利さの享受、広い世界への感嘆が、安全に出来るようになるためのお手伝いをするを目的とする。

平成二十一年六月二日

埼玉県知事 上田清司

手数料料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)別表福祉部の項第二号、第三号及び第四号に規定する手数料	東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号 社会福祉法人日本保育協会 理事長 佐々木 典夫	平成二十一年四月月一日から平成二十二年三月三十一日まで

埼玉県告示第七百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フードガーデン戸塚安行駅店

川口市大字長蔵新田三百二十三番地一号 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 川口市大字長蔵新田三百二十六番地

(変更後) 川口市大字戸塚四千二十八番地三

ハ 変更年月日

平成十六年三月十二日

二 届出年月日

平成二十一年四月十七日

二 縦覧期間

平成二十一年六月二日から平成二十一年十月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年六月二日から平成二十一年十月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フードガーデン戸塚安行駅店

川口市大字長蔵新田三百二十三番地一号 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後十時

(変更後) 午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時四十五分から午後十時十五分

(変更後) 午前八時四十五分から翌午前〇時十五分

ハ 変更年月日

平成二十一年五月九日
二 届出年月日
平成二十一年四月十七日

二 縦覧期間

平成二十一年六月二日から平成二十一年十月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることが出来る。

イ 意見書提出期間

平成二十一年六月二日から平成二十一年十月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定した上で、次のとおり公示する。

平成二十一年六月二日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点(SKIPシ
ンク) A2街区専有部維持管理業務一
式

2 契約に関する事務を担当する部局の
名称及び所在地
埼玉県産業労働部産業拠点整備課総

務・映像関連産業担当 埼玉県さいた
ま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 デジタルスキップステ
ーション 埼玉県川口市上青木3丁目12
番63号

5 契約金額
60,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務

の調達手続の特例を定める政令第10条
第1項第1号に該当

埼玉県告示第七百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月二日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点(SKIPシ
ンク) A2街区共用部維持管理業務一
式

2 契約に関する事務を担当する部局の
名称及び所在地
埼玉県産業労働部産業拠点整備課総

務・映像関連産業担当 埼玉県さいた
ま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 デジタルスキップステ
ーション 埼玉県川口市上青木3丁目12
番63号

5 契約金額
70,665,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務

の調達手続の特例を定める政令第10条
第1項第1号に該当

埼玉県告示第七百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月二日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運
営業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の
名称及び所在地
埼玉県産業労働部産業拠点整備課総

務・映像関連産業担当 埼玉県さいた
ま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 デジタルスキップステ
ーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番
63号

5 契約金額
447,931,429円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務
の調達手続の特例を定める政令第10条

第1項第1号に該当

埼玉県告示第七百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月二日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ映像データベース・システム運営業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部産業拠点整備課

務・映像関連産業担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキャプスアーツ
ヨシ 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

135,949,800円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第八百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、指扇北土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年六月二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 石井友一 さいたま市西区宮前町一八二二番地二

同 片岡良夫 同 大字清河寺一〇六〇番地

同 金子裕治 同 三橋六丁目一三六九番地

同 黒田安正 同 同 五丁目八八六番地

同 齋藤重則 同 同 大字清河寺一〇二九番地

理事 齋藤茂

同 関根克信 さいたま市西区大字清河寺一〇三一番地

同 関根忠泰 同 高木一三八八番地

同 高野弘 同 同 一三七四番地

同 高野好弘 同 同 一二六八番地

同 長澤章 同 同 一七〇〇番地

同 長澤勲 同 同 一三五三番地

同 細田朝司 同 同 一三八三番地

同 細田富夫 同 同 一七八二番地

同 細田勝 同 同 一六七五番地

同 増永幸三 同 同 一七六〇番地

同 和久津昭夫 同 同 清河寺一〇九五番地

同 和久津正一 同 同 高木一七八八番地

同 和久津清次 同 同 同 一八一五番地

同 和久津重明 同 同 清河寺一〇二五番地

同 遠藤彦男 同 同 一〇〇六番地

同 関根康 同 同 中釘七〇七番地

同 和久津一夫 同 同 高木一三四五番地

同 和久津一夫 同 同 清河寺九八九番地

二 退任

職名 氏名

理事 石井友一 さいたま市西区宮前町一八二二番地二

同 小川宏光 同 同 大字清河寺八六一番地

同 金子裕治 同 同 三橋六丁目一三六九番地

同 黒田安正 同 同 五丁目八八六番地

同 齋藤重則 同 同 大字清河寺一〇二九番地

同 齋藤重則 同 同 一〇三一番地

同 高野弘 同 同 高木一二六八番地

同 高野好弘 同 同 同 一七〇〇番地

同 田口重雄 同 同 清河寺七八六番地

同 長澤勲 同 同 高木一三五三番地

同 長澤勲 同 同 同 一三八三番地

理事	細田朝司	さいたま市西区大字高木一七八二番地一
同	細田富夫	同 同 一六七五番地
同	細田勝	同 同 一七六〇番地
同	増永幸三	同 同 清河寺一〇九五番地
同	森田幸保	同 同 一〇〇八番地
同	和久津昭夫	同 同 高木一七八八番地
同	和久津正一	同 同 一八一五番地
同	和久津清次	同 同 清河寺一〇二五番地二―二
同	和久津重明	同 同 一〇〇六番地
監事	遠藤彦男	同 同 中釘七〇七番地
同	関根康	同 同 高木一三四五番地二
同	和久津一夫	同 同 清河寺九八九番地

埼玉県告示第八百一十号

平成二十年埼玉県告示第千六十号で公示した基本測量(精密地形調査)は、平成二十一年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百一十号

平成二十年埼玉県告示第七百九十六号で公示した基本測量(基準点測量及び電子基準点調査)は、平成二十一年一月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和

二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。	同 同 一六七五番地
平成二十一年六月二日	同 同 一七六〇番地
埼玉県知事 上田清司	同 同 清河寺一〇九五番地
	同 同 一〇〇八番地
	同 同 高木一七八八番地
	同 同 一八一五番地
	同 同 清河寺一〇二五番地二―二
	同 同 一〇〇六番地
	同 同 中釘七〇七番地
	同 同 高木一三四五番地二
	同 同 清河寺九八九番地

埼玉県告示第八百三十三号

平成二十年埼玉県告示第千二百三十七号で公示した基本測量(高精度三次元測量及び水準測量)は、平成二十一年二月二十七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百六十六号

平成二十一年埼玉県告示第九十号で公示した公共測量(空中写真撮影)は、平成二十一年三月十六日終了した旨測量計画機関の長である幸手市長町田英夫から

埼玉県告示第八百四十四号

平成二十一年埼玉県告示第百二十二号で公示した公共測量(空中写真撮影)は、平成二十一年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である長瀨町長大澤芳夫から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百五十五号

平成二十一年埼玉県告示第百八十五号で公示した公共測量(基準点測量・出来形確認測量)は、平成二十一年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である新座市野火止上北土地地区画整理組合理事長島村康二から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百八十八号

平成二十年埼玉県告示第千六百四十四号で公示した公共測量(三級、四級基準点測量、四級水準測量及び街区確定測量)は、平成二十一年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である上尾市大谷北部第四土地地区画整理組合理事長高橋正保から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百七十七号

平成二十年埼玉県告示第千三百五十四号で公示した公共測量(出来形確認測量)は、平成二十一年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である伊奈町長野川和好から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百八十八号

平成二十年埼玉県告示第千六百四十四号で公示した公共測量(三級、四級基準点測量、四級水準測量及び街区確定測量)は、平成二十一年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である上尾市大谷北部第四土地地区画整理組合理事長高橋正保から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二日
埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百九号

平成二十年埼玉県告示第七百二十七号で公示した公共測量(空中写真撮影)は、平成二十一年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長である和光市長野木実から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二日
埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百十号

平成二十一年埼玉県告示第七十号で公示した公共測量(空中写真撮影)は、平成二十一年二月二十七日終了した旨測量計画機関の長である行田市市長工藤正司から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二日
埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百一十号

平成二十年埼玉県告示第四百四十号

で公示した公共測量(二級、四級基準点測量、出来形確認測量)は、平成二十一年三月二十日終了した旨測量計画機関の長である上尾市原新町土地区画整理組合理事長松崎泰次から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二日
埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百一十二号

平成二十年埼玉県告示第七百九号で公示した公共測量(二級水準測量)は、平成二十一年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長田所正から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二日
埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百一十三号

平成二十一年埼玉県告示第二百三十八号で公示した公共測量(道路基準点(一級・二級基準点)の設置及び観測、日本測地系座標の三級・四級基準点を世界測地系座標へ変換)は、平成二十一年三月

二十六日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所長瀬尾俊男から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二日
埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百一十四号

平成二十年埼玉県告示第五百一十号で公示した公共測量(二級基準点測量及び三級水準測量観測)は、平成二十一年三月二十七日終了した旨測量計画機関の長である入間市長木下博から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二日
埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百一十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月二日
埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量
埼玉県議会だより新聞折の込み及び

配布業務 2,337,700部×4回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
平成21年4月3日

4 落札者の氏名及び住所
株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目282番3号

5 落札金額
8ペーシ物6,84円(消費税及び地方消費税抜き1部当たりの単価)

4ペーシ物3,98円(消費税及び地方消費税抜き1部当たりの単価)

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札の公告を行った日
平成21年2月17日

埼玉県教委告示第二十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十一年六月二日

埼玉県教育委員会委員長

一日時 石川 正夫

平成二十一年六月八日 午前十時

二 場所
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

- 一号 提出予定案件について
- 二 議題
 - イ 県議会平成二十一年六月定例会
 - ロ 埼玉県教職員健康審査会委員の任免について
 - ハ その他

埼玉県公安委員会告示第153号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則(平成21年埼玉県公安委員会規則第4号)第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により公示する。

平成21年6月2日

埼玉県公安委員会委員長 高梨邦彦

医師の氏名	勤務先の名称	勤務先の所在地	診断の対象者
山内 俊雄	埼玉医科大学病院	人間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条第1項第2号に規定する政令で定める病氣(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の2第3号に定める病氣を除く。)にかかっている者並びに同法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者
岡島 宏明	社会福祉法人毛呂病院	同上	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条第1項第2号に規定する政令で定める病氣(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の2第3号に定める病氣を除く。)にかかっている者並びに同法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者
大平 英範	医療法人緑光会東松山病院	東松山市大字大谷4160番地2	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病氣にかかっている者
相川 博	大宮西口メソナルクリニック	さいたま市大宮区桜木町2丁目2番13号第2ユニオンビル4階	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病氣にかかっている者
同上	同上	同上	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病氣にかかっている者

同上	同上	同上	年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症である者
----	----	----	------------------------------

正 誤

埼玉県告示第四百六号(平成二十一年二月二十三日第二千六百十五号)中訂正ページ 行 後さかふ三

正	○			に改める。
訂正	○			に改める。

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む。)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇一(代表)
					埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm		